

「令和8年度札幌市総合防災訓練防災イベント企画運営業務」に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和8年（2026年）7月27日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所7階北側
札幌市危機管理局危機管理部危機管理課地域防災担当係
電話：011-211-3062
電子メールアドレス：kiki_c_bosai@city.sapporo.jp

2 企画競争に付する事項

（1）役務の名称

令和8年度札幌市総合防災訓練防災イベント企画運営業務

（2）業務内容等

別紙「委託業務仕様書（案）」のとおり

なお、仕様書の内容は企画提案の参考になるよう暫定的に作成したものであり、正式な仕様書は、本市と契約候補者との協議により作成する。

（3）履行期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

（4）履行場所

大和ハウスプレミストーム（札幌市豊平区羊ヶ丘1番地）
うち、防災イベントによる使用可能面積は、アリーナ内1,800㎡（40m×45m）
※別紙「委託業務仕様書（案）別添平面図」参照。

（5）予算額（事業規模）

4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記予算額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではないことに留意すること。

3 企画競争参加資格

提案者は、令和5～8年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「広告業」に登録されている者のうち次の要件をすべて満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでなく、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。

（2）会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

- (3) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での参加を希望していないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年9月18日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

4 提案説明書の交付方法等

- (1) 提案説明書の問い合わせ先
上記1に同じ。
- (2) 提案説明書の交付方法
令和8年7月27日（月）から下記URLのホームページからダウンロードできる。
https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/keiyakujoho/r8keiyaku/bousai_event2027.html

5 参加意向申出書、提案書類の提出期限、提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限
 - ア 参加意向申出書
令和8年8月17日（月）12時00分（送付の場合は必着のこと。）
 - イ 提案書類（企画提案書、参考見積書）
令和8年8月25日（火）12時00分（送付の場合は必着のこと。）
- (2) 提出場所
上記1に同じ。
- (3) 提出方法
上記1まで持参又は郵送により提出すること。

6 評価方法（契約候補者選定方法）

- 企画競争実施委員会において、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）を行い、最も優れた企画提案者を選定する。
- (1) 一次審査（書類審査）
提案書類の審査事務を円滑に進める目的から、二次審査（プレゼンテーション）の前段において、有効な提案書類をもとに審査し、上位と評価された5者を、二次審査（プレゼンテーション）対象者として選定する。ただし、審査対象者が5者以下にあっては、一次審査を省略し、二次審査に移行する。
 - (2) 二次審査（プレゼンテーション）
一次審査を通過した企画提案について、提案者による非公開のプレゼンテーションに基づき審査を行う。
 - (3) 契約候補者の選定
審査は、評価基準表（提案説明書 別表）に基づき行う。なお、最低評価基準点（評価全体の合計点数が満点の6割、かつ、1～3の各審査項目における点数が満点の3割）以上を満たす提案者を対象として、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者として選定する。

7 提案の無効

次のいずれかに該当した場合は無効とする。

- (1) 本告示及び提案説明書に示した参加資格のない者がした提案、提案に関する条件に違反した者がした提案その他札幌市契約規則第11条第2号（押印部分を除く。）及び第4号から第7号までの規定（この場合「入札書」とあるのは「提案書類」と、「入札」とあるのは「提案」と読み替える。）のいずれかに該当する提案
- (2) 積算額（参考見積額）が上記2（5）の予算額（事業規模）を超える提案
- (3) 二次審査（プレゼンテーション）に出席しなかった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 提出書類の提出期限日以後、契約の相手方として正式に決定するまでの間に上記3の参加資格を満たさなくなった者がした提案
- (6) 提出書類の提出期限、提出場所、提出方法及び記載方法等が、本告示、提案説明書及び各様式で定めた内容に適合しない提案

8 その他

上記のほか詳細については提案説明書による。